

健感発 0326 第 6 号  
薬生食検発 0326 第 3 号  
令和 2 年 3 月 26 日

出入国在留管理庁総務課長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部  
出入国管理課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長

新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加について（協力依頼）

日頃より、検疫業務に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国（湖北省及び浙江省）、大韓民国（大邱広域市、…及び軍威郡）、イラン・イスラム共和国（ギーラーン州、…及びロレスタン州）、イタリア共和国（ヴェネト州、…及びロンバルディア州）、サンマリノ共和国、スイス連邦（ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州）、スペイン王国（ナバラ州、…及びラ・リオハ州）又はアイスランド共和国に滞在した者を確認するため、「新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加について（協力依頼）」（令和 2 年 3 月 18 日健感発 0318 第 4 号・薬生食検発 0318 第 11 号厚生労働省健康局結核感染症課長ほか連名通知）により検疫対応について協力依頼を実施し、ご協力いただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行地域の拡大に伴い、検疫所では、中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、欧州（イタリア、サンマリノ、スイス、スペイン、アイスランド、アイルランド、アンドラ、エストニア、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ）及びイラン・イスラム共和国の全域、（以下「流行地域」という。）における 14 日以内の滞在歴について確認することとなりました。

流行地域における 14 日以内の滞在歴がない場合においては、検疫所より「青い紙」を配布し、14 日以内の滞在歴がある者を確認した場合においては「赤い紙」を配布した上で、詳細に症状等を確認することとしています。

貴庁におかれましては、各地方出入国在留管理局に対して、流行地域からの航空機、客船（貨客船及び高速船を含む）について、「青い紙」、「赤い紙」を所持していない場合には、検疫所における確認を受けていないため、検疫所に差戻し、また、「青い紙」を所持している場合には、過去 14 日以内に流行地域に滞在したかどうかを尋ねた上で、過去 14 日以内に流行地域に滞在していないことを確認し、滞在歴が確認できた場合には検疫所への差戻しについて協力を依頼していただきますようお願いいたします。